

杉並区体育施設に係る公共施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年7月3日

杉並区長

岸本 聡子

杉並区規則第73号

杉並区体育施設に係る公共施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正する規則

杉並区体育施設に係る公共施設予約システムの利用に関する規則（平成29年杉並区規則第42号）の一部を次のように改正する。

別表中

杉並区 <sup>みよ</sup> 柏の宮公園庭球場	庭球場					を
杉並区 <sup>みよ</sup> 柏の宮公園庭球場	庭球場					に
杉並区下高井戸おおぞら公園スポーツコート	運動場 多目的ルーム（体育使用に限る。）					

改める。

附 則

この規則は、令和8年7月6日から施行する。